

議事日程第3号

令和7年 第3回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時
令和7年9月26日（金）
午前10時開議
開会の場所
錦江町役場本庁議場

- 日程第1 会議録署名議員の追加指名
- 日程第2 諸般の報告
1) 陳情の受理等の報告
2) 所管事務調査の結果報告
- 日程第3 議案第62号 錦江町犯罪被害者等支援条例について
(町 長 提 出)
- 日程第4 議案第63号 錦江町森林の整備保全に関する条例の一部を改正する条例
について
(同 上)
- 日程第5 認定第 1号 令和6年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第6 認定第 2号 令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
(同 上)
- 日程第7 認定第 3号 令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
(同 上)
- 日程第8 認定第 4号 令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計
歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第9 認定第 5号 令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別
会計歳入歳出決算の認定について
(同 上)
- 日程第10 認定第 6号 令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について
(同 上)

日程第11 認定第 7号 令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
(町 長 提 出)

(日程第5 認定第1号から日程第11 認定第7号まで一括上程、
審査結果について決算審査特別委員長報告)

日程第12 議員派遣の件

日程第13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

令和7年 第3回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和7年9月26日
召集の場所 錦江町議会議場

出席議員	1番	木下巧大	
	2番	城下香代子	
	3番	宿利原洋一	
	5番	久保勇太	
	6番	落司道子	
	7番	染川金治	
	8番	小吉昭弘	
	10番	池田行徳	
	11番	浪瀬亮祐	
欠席議員	9番	水口孝俊	

職務のため出席した者	
議会事務局長	菖蒲洋二

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町長	新田敏郎		
副町長	有村智明		
教育長	鎌田広文		
総務課長	坪内裕二郎	住民生活課長	川路昭典
未来づくり課長	上吹越寿次	観光交流課長	池水国博
政策企画課長	高崎満広	産業建設課長	猪鹿倉勝志
介護福祉課長	笹貫新一郎	教育課長	白井寿子
健康保険課長	宮園守	農業委員会事務局長	坂口美智代
住民税務課長	濱田竜大	総務課財政管係長	今村学
会計課長	藤崎みずえ	総務課総務主査	小川弘晃
建設課長	船迫修一		
産業振興課長	木下勝幸		

令和7年 第3回 錦江町議会定例会会議録

令和7年9月26日(金) 午前10時00分

錦江町議会議場

	(開会・開議)
○浪瀬議長	おはようございます。これから、本日の会議を開きます。ここで、欠席届につきまして、9番、水口議員から本会議欠席の届出がありました。報告いたします。
	(日程報告)
○浪瀬議長	本日の議事日程はあらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 会議録署名議員の追加指名
○浪瀬議長	日程第1、会議録署名議員の追加指名を行います。会議録署名議員であります水口議員が欠席ですので、本日の会議録署名議員として1番木下議員を追加指名します。
	日程第2 諸般の報告
○浪瀬議長	日程第2、諸般の報告を行います。本日までに受理した陳情はお手元に配りました。陳情文書表のとおりですので、報告いたします。 次に、文教産業常任委員会が実施しました。所管事務調査の結果について委員長の報告を求めます。久保文教産業常任委員長。
	(久保文教産業常任委員長 登壇)
○久保文教産業常任委員長	それでは、文教産業常任委員会調査結果報告をいたします。本委員会において、所管事務調査を実施しましたので、その経過と結果について報告申し上げます。調査事件は、茶の振興策についてであります。調査の経過につきましては、本委員会では、本町の基幹産業の一つである茶業の発展を目的に、収益の向上を図る目的から、茶の振興策についてを調査事件として決定し調査しました。 まず、6月26日に本町の茶畑の現状を確認するために、管理をしなくなっている圃場、有機栽培茶園の現地調査を行いました。管理をしなくなっている圃場は、大根占地区と田代地区の2か所を調査し、管理をしなくなった経緯等、担当課から説明を受けました。有機栽培茶園は盤山地区の茶園を現地調査し、担当課に有機栽培の農家数や面積、慣行栽培からの転換方法や、転換1年目、2年目、3年目の価格推移など詳細な説明を受けました。 続きまして、8月5日には、町内のお茶生産者の方々に関して大根占地区から3名、田代地区から2名参加いただき、茶生産の状況や課題等について意見交換会を実施しました。参加されたお茶農家の方々からは、5名とも共

通して挙げられていたことは、人手不足の課題でした。現状の対応策としては、技能実習生の方々を雇用されたり、独自で求人アプリを活用されたり、各々工夫して取組をされている状況ですが、アプリの手数料が高かったり、技能実習生に関しては、住宅の確保が難しかったり大変苦勞されているとのことでした。また、圃場周辺の支障木伐採に関する要望や、煎茶の消費量拡大に向けた取組の要望等の意見がありました。なお、独自の工夫をされているお茶農家では、パック茶の取組を進めており、これをウーロン茶や紅茶にも広げていきたいとのことでした。加えて、有機栽培をされている茶農家の方々は、有機認証を得るまでの3年間の移行期間における経費が資材高騰等の影響で高騰しており、国からの補助金額では賄えないため、町独自の支援をお願いしたいという要望もございました。さらに、有志のお茶農家の方々が碾茶工場の建設計画を進めており、これまでの深蒸し茶や浅蒸し茶の伝統に加え、新たな茶業の柱として碾茶生産に取り組んでいきたいという意見があり、町としても伴走支援をお願いしたいとの要望がございました。

以上の調査の結果または概要としまして、これまでの調査結果を受けて、委員からは、「人材確保については、茶業にとどまらず、どの産業や事業者においても、共通の課題であり、継続して調査していくべきである。」「有機茶の価格が上昇しており、今後も町内での栽培面積の拡大が見込まれている。有機認証を得るまでの3年間の移行期間における経費が資材高騰等の影響で高騰しているのであれば、町独自の支援も検討するべきである。」「碾茶は今後も需要拡大が見込まれ、農水省の予算でも、碾茶加工施設の整備や生産、生産作業の機械化などの補助金を確保するとある。町としても、碾茶工場を計画している茶農家の伴走支援を行うべきである。」等の意見がありました。

以上のような結果を踏まえ、今回、調査事件として調査してきた茶の振興策については、人材確保や、有機栽培への転換、碾茶工場の建設など、個々の茶農家では、このような課題に全て対応していくことは困難であるという判断に至りました。したがって、本町の基幹産業の一つである茶業の発展を推進していくためには、次の取組が必要であるとの結論に至りました。

一つ、有機認証を経るまでの3年間の移行期間における町独自の支援策の検討。

一つ、碾茶工場を計画している茶農家の伴走支援。

なお、人材確保につきましては、茶業にとどまらず、広範囲な政策課題であるため、今後の新規の調査事件といたします。

このことから、本町としては、上記の有機栽培並びに碾茶工場建設における具体的な支援策の検討をいただくとともに、茶農家の皆様方との連携を密

	にさせていただき、茶業の発展に向けた速やかな振興策を講じていただくよう要望いたします。以上で文教産業常任委員会の所管事務調査報告を終わります。
	(久保文教産業常任委員長 降壇)
○浪瀬議長	これで諸般の報告を終わります。
	日程第3 議案第62号
○浪瀬議長	日程第3、議案第62号、錦江町犯罪被害者等支援条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。議案第62号、錦江町犯罪被害者等支援条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 同議案につきましては、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、支援の基本となる事項を定めることにより、支援を総合的に推進するため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第62号、錦江町犯罪被害者等支援条例についてを採決します。お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第62号錦江町犯罪被害者等支援条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第4 議案第63号
○浪瀬議長	日程第4、議案第63号、錦江町森林の整備保全に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
○新田町長	議長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	議案第63号、錦江町森林の整備保全に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

	同議案につきましては、森林売買等の契約に係る森林の整備保全情報を提供することにより、皆伐後の再造林を推進し、森林の多面的機能の維持増進並びに地域林業の振興を図るため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
	(新田町長 降壇)
○浪瀬議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、議案第 63 号、錦江町森林の整備保全に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 63 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 63 号錦江町森林の整備保全に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	<p>日程第 5 認定第 1 号</p> <p>日程第 6 認定第 2 号</p> <p>日程第 7 認定第 3 号</p> <p>日程第 8 認定第 4 号</p> <p>日程第 9 認定第 5 号</p> <p>日程第 10 認定第 6 号</p> <p>日程第 11 認定第 7 号</p>
○浪瀬議長	日程第 5、認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 6、認定第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算の認定について、日程第 7、認定第 3 号、令和 6 年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、認定第 4 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、認定第 5 号、令和 6 年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、認定第 6 号、令和 6 年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について、日程第 11、認定第 7 号、令和 6 年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定についての 7 件を一括して議題とします。本件について、審査の経過及び結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。落司決算審査特別委員長。
	(落司決算審査特別委員長 登壇)

<p>○落司決算審査特別委員長</p>	<p>それでは、令和6年度各会計決算委員決算審査委員長報告をいたします。</p> <p>令和7年9月3日、9月定例会において、決算審査特別委員会に付託された、認定第1号から第7号までの7会計の決算状況を4日間にわたり審査いたしましたので、その審査経過と結果について報告いたします。</p> <p>まず、9月3日に特別委員会を開催し、審査の日程を決定、9月8日から4日間審査を行いました。審査にあたっては、予算執行は計画的かつ効果的に行われたか、事業効果が見込めるものとなっているかを主眼において審査をいたしました。審査の結果については、日程順に主なものを報告しますことをご了承ください。</p> <p>まず、認定第1号、令和6年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、産業建設課では、「木質バイオマス発電でどれくらい電力供給が図られたのか。また、台風による停電期間の電力を賄えたのか。」との質疑に、「発電量は15万9,949Kwhとなっており、一般家庭48世帯分程度の発電量である。台風時については、稼働を停止するため電力供給はしていない。」と回答。また、「災害時、支所やその周辺への停電対策も導入理由にあったと思うがどうか。」との質疑に、「基本的には環境省の二酸化炭素排出対策抑制対策事業となっている。まずは二酸化炭素の排出対策が主であり、災害時の停電対策はその次である。また、この停電対策については、大規模災害で停電が長期間にわたり復旧のめどが立たない場合を想定しており、その場合は復旧自立運転で対応したい。」と回答。</p> <p>産業振興課では、「ローカルベンチャー推進事業では、どのような成果があったのか。」との質疑に、「情報発信事業、町内事業者向けのセミナーで役場職員向けの研修会、また、起業家募集では2名を採択した。」と回答。また、「ローカルベンチャー事業は、当初、令和7年度で終了予定であるが、今後どのように進めていくのか。」との質疑に、「今後の方向性ですが、3年目の今年ようやく2名の起業家を採用することができました。私どもとしては、移住者がまずは中心となっているが、移住者が牽引しながらUターン者を誘致できるようにしていきたいと考えているので、もうしばらくこの事業を進めたい。」と回答。</p> <p>観光交流課では、「トロピカルガーデンの重油代が380万円程度であるが、CO2削減のために何か検討しているか。」との質疑に、「トロピカルガーデンかみかわの利用者は1日30人程度であるので、現在のボイラーの修繕等は考えていない。また、施設の老朽化が厳しいこと、今年度末で指定管理者も3年の満了を迎えることから一旦休止したいと考えている。」との回答。</p> <p>介護福祉課では、「地域自殺対策強化事業でパーソナルサービス支援機構へ委託しているとのことだが、内容はどのようなものか。」との質疑に、「主</p>
---------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>な相談内容としては、家庭内のこと、障害もしくは病気のこと、生きづらさ、ひきこもり、こういった相談が全体の約 70%を占めており、延べの相談件数は 344 件であった。」との回答。</p> <p>教育課では、「小学生にタブレットを配布し、宿題等に活用している。それを使うにはW i - F i に接続しないと使えないと思うが、環境がない場合はどうするのか。」との質疑に、「タブレットでは、e ライブラリーという学習ソフトを使い、夏休みの宿題や日常的な宿題も出している。このアプリはオフラインでの使用にも対応しているため、W i - F i 環境がなくても学習ができる。また、教育委員会では貸出し用のポケットW i - F i も準備しており、各学校で希望のあった家庭には貸出しを行っている。」と回答などの質疑応答があり、その後、討論を行いました。討論はなく、簡易表決の結果、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。</p> <p>また、認定第 2 号から 7 号までの 4 つの特別会計及び 2 つの公営企業会計については、それぞれ質疑応答を行い、いずれも討論はなく、簡易表決の結果、4 つの特別会計及び 2 つの公営企業会計全てにおいて、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。</p>
○浪瀬議長	これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	質疑なしと認めます。
	(落司決算審査特別委員長 降壇)
○浪瀬議長	これから案件ごとに討論採決を行います。まず、認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	起立多数です。着席をお願いします。したがって、認定第 1 号、令和 6 年度錦江町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定をいたしました。
	次に、認定第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	討論なしと認めます。これから、認定第 2 号、令和 6 年度錦江町国民健康

	<p>保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第2号、令和6年度錦江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。</p> <p>次に、認定第3号、令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第3号、令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立を願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第3号、令和6年度錦江町後期高齢者医療事業特別会計歳入、歳出決算の認定については、認定することに決定します。</p> <p>次に、認定第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出の認定についてを討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第4号、令和6年度錦江町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定します。</p> <p>次に、認定第5号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出の決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第5号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定についてを、採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第5号、令和6年度錦江町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第6号、令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第6号、令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席ください。したがって、認定第6号、令和6年度錦江町水道事業特別会計決算の認定については認定することに決定しました。</p> <p>次に、認定第7号、令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>討論なしと認めます。これから、認定第7号、令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。</p>
	(起立する者あり)
○浪瀬議長	<p>起立多数です。着席願います。したがって、認定第7号、令和6年度錦江町農業集落排水事業特別会計決算の認定については、認定することに決定しました。</p>
	日程第12 議員派遣の件
○浪瀬議長	<p>日程第12、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	<p>異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りました</p>

	とおりに派遣することに決定をいたしました。
	日程第 13 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
○浪瀬議長	日程第 13、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。 各常任委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。
	日程第 14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
○浪瀬議長	日程第 14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。 議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○浪瀬議長	異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。 これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。令和 7 年第 3 回錦江町議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。
	散会 10 : 34